

2	援助項目	人間関係の拡大を図る
	内 容	対象者と職員の人間関係作りを足がかりとして、徐々に人間関係の輪を広げる。
	方 法	<p>1.対応する援助職員を一定する。</p> <p>2.孤立的な場面では職員が中心となり他の入所者と関係を深めるように配慮する。</p> <p>3.本人に対して、「何時もあなたを見ているよ」という気持ちを持って常に接する。</p>
3	援助項目	受容的に受け入れる
	内 容	本人の願いや気持ちを尊重した援助を行う。
	方 法	<p>1.本人の能力以上の行動を周囲が求めることが、情緒の不安定をまねくため、能力に見合った指示や行動をわかりやすく受容的に説明する。</p> <p>2.情緒不安定で独語のみられる時、孤立化をしている時には、職員がそばにつき自分の転換を図る。</p> <p>3.情緒不安定時の会話は、短く・端的に行う。</p> <p>4.スキンシップの方法として、本人を抱いたり、手を握り職員とともに時間を過ごす。</p>
4	援助項目	本人の居場所を確保する
	内 容	作業場面等で本人が熱中でき、居心地のよい、落ち着ける場面を確保する。
	方 法	<p>1.対人関係を基本とし、本人が満足できる場面をつくる。</p> <p>2.本人の安心感がもてるように対人関係では受容的でかつ情緒的な接触を行う。</p> <p>3.対応はマンツーマンで行い、自らの選択しての行動や対人的な拡大を促す。</p>
5	援助項目	家族関係の調整を行う
	内 容	本人に対する家族の理解を深める。
	方 法	<p>1.本人の生育史や帰省時に困っていることを職員と話し合う。</p> <p>2.話し合いの過程の中で、親子関係等について、客観的にみられるような機会を設ける。</p> <p>3.帰省時、家庭における対応を職員と家族で確認する。</p> <p>4.家族の中で孤立させないために生活上の問題にふれず、普通の家庭</p>

3) 考察

他害は、何かしたいと思っても自分の思うようにならないことなどで、自分の周囲の人や関係のない人にまで、乱暴をしてしまうことを指している。他害は衝動的行動であり、社会生活や集団生活を送る上では困難を増幅させる大きな要因である。

他害の背後にはストレスがあり、そのコントロールができない、他害や乱暴を行うことで発散させたり、自己表現の一つとして行っていると考えることもできる。しかし、他害や乱暴は、基本的に、周囲の人達にとっては受け入れることのできない行為である。

考察

紹介された実践事例では、指導という考え方の枠組から支援という考え方の枠組への転換の萌芽が見られていた。「はじめ」で述べた「選択」と「直接で対等的な関係」への変革という要素が殆どどの事例をみても含まれていた。すなわち、社会福祉基礎構造改革の理念の第1項の「個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立」が有効に作用すること、また、「今後の障害保健福祉政策のあり方について」（中間報告）での「直接で対等な関係」も有効に作用していた。そして実践は、従来型の「指導」ではなく、「支援」に変化し、行動障害への援助も大きな考え方の枠組が転換する兆しを示していることがうかがえた。

たとえば、

多動では、着席行動への支援では、タイマーの使用が行われていたがそれは本人への情報提供であり、本人の自己決定の力への信頼を背景にしていた。また本人への説明すること、静かな口調で話しかけること、本人が好む作業を用意し選択できるようにするなどは、いずれも、対等な関係という理念の現れであると考えることができ、その意味で優れた指向性をもつ実践であった。

異食では、何故異食するのかの機能分析をして、本人を理解していた。これは情報提供の前提となる重要な作業であった。また、異食に対して直接的に制止という「指導」をするのではなく、要求充足の行動としてとらえ、代替物での満足を「援助」していた。それは、まさしく指導という制止型の発想を捨てていると考えられる。また直接、行動障害としての異食を問題とし消去しようという発想ではなく、満足したり喜べる機会をつくり、生活範囲を拡大していくアプローチは、「その人らしい自立した生活を」という基礎構造改革の理念を映していると思え、行動障害そのものの改善という部分的な人間像へのアプローチでなく、全体像への着目をしている点に次代の支援を示唆しているとみるとみることができる。

自傷では、自傷を単に止めるのではなく、適切なコミュニケーションの方法を習得させそれが有効であったことを示している。実は、それはコミュニケーションを通じて分かってもらいたいという「直接で対等な関係」が実現されていたことを示している。生活領域の拡大を図っていたのも、異食でのアプローチと同様、「その人らしい自立した生活を」という基礎構造改革の理念を映し、全体像への着目をしていた。その点に示唆があった。

徘徊については、本人の意思の確認をすること、ジェスチャー表を作りコミュニケーション能力の補助をすることの支援がなされており、いずれも、対等で直接的な関係を構築する努力がみられていた。また作業でリーダーの役割をする等々も基本的には、全体像への着目として同様な原理に基づいている実践であるとみるとみることができる。

生活リズムの乱れへの援助については、対象者に理解しやすい日課の一貫性と見通しを持たせること、日課の知らせ方を工夫することは、「持たせる」と指導的な言語表現はしているものの、対等な視点の萌芽がみられている。また将来について家族と話し合いをする等も全体像への着目と自立した生活への支援を含んでいる。

固執についても、対象物を変える働きかけ、不安から来る質問癖には安心するまで応じる、というのも直接で対等な関係を目指した実践であった。職員のペースで援助を行うのではなく対象者のペースで援助を行う、としている点に特にその点への配慮が伺える。また、布団からでたくない時には挨拶さえすれば布団にいて良いという対応をする、なども本人の自己決定を尊重した援助である。これらの援助が有効であったことを考えると、少なくともこの例では、自己決定が本人にとって危惧される怠けるというような機能を持つのではなく、前向きな人生観を背景に本人が精一杯生きるときの支援になっていく可能性を示していることを示唆している。

興奮でも、一日の流れを理解できるようにする援助そのものが対等で直接的な関係の現れである。また、自ら選択して行動するように援助していたがそれは、自己決定をその内容としている。楽しめる活動に移行させて全体像への配慮もみられていた。その他、自己決定できる場面を設定し、生活の安定が図れるように援助していた。

まとめ

本研究では、基礎構造改革等にうたわれた福祉行政一般の原理としての対等と自己決定という普遍的な理念が、行動障害支援の世界にも反映され、先駆的な実践にすでに萌芽として具体化していること、それが今後社会関係の維持と回復に関する支援が進むべき道を示唆していることが確認された。この点に新しい研究の発展があった。

4. 自己実現への援助プログラム

はじめに

この『自己実現』の領域では各施設における様々な取り組みが効を奏して施設利用者の自己実現が図られた事例を示した。

ただし、この『自己実現』という言葉をどのように解釈して使用するのか、また現段階の多くの居住施設の限定された生活の中に自己実現はあり得るのか、議論を要するところではある。

本研究ではそれらを以下のように考えて位置付けた。

『自己実現』という言葉は一般的にかなり幅広く使用されている。敢えて本研究の根拠として示すならばマズローのヒューマン・ニーズの5段階階層説になる。

本研究では居住型施設という限定された状況を認識したうえで「意欲的に生き生きとした生活を過ごせるようになった事例」を自己実現の事例として捉え、そういう状況を生み出すことができた援助について考察した。

また、そうなると他の『社会関係の維持・回復への援助』や『地域生活移行への援助』などの領域と重複する事例が多く、極言してしまうと本研究のほとんどの事例は自己実現の事例になってしまふ。

例えば、居住型施設からグループホームに移行する事例などは、結果的に自己実現が図られるであろうことは容易に予想がつくことである。

これは、ある意味では well-being という考え方に対する方が妥当であろう。

それらを総合的に検討した上で、本研究の『自己実現』の領域については、本人の存在や意思が尊重されることによって、本人が意欲的に生き生きとした生活を過ごせるようになった事例を自己実現の事例と捉えることとした。

(1) 新たな生活への援助

事例番号 4229

1) 地域生活をめざすための援助

言動に自己規制が働きにくいため、適正な援助がないと反社会的な行動に至る可能性のある入所者に対して行った援助を通して、自らが望む生活に一歩近づくという自己実現の側面を見る。

ここでは地域生活を目指した取り組みの一例として、中度の知的障害と精神障害（躁うつ病）を重複した47歳の男性に対する11か月間の援助の経過を踏まえながら援助プログラムを考える。

この事例の場合、かつては就労経験もあり、現在でも労働能力は比較的高い。一方、精神的に不安定、反社会的言動がみられる、女性への積極的な行動が問題となることもある、など課題となる事項は多岐にわたっている。

躁うつ病に関しては服薬により精神状態は現段階では安定しているが、対人関係のトラブルなどによって服薬拒否も見られるため配慮が必要である。

この取り組みは施設での生活を考え、地域生活をめざしての試行を段階的に行い、生活態度や対人関係を修正していくための援助によって、本人が希望をもって新たな生活を展望できる方向に進んでいるものである。

中学校卒業からグループホームに入居するまでの経緯

中学校特殊学級卒業⇒就職⇒徘徊、放浪⇒警察に保護⇒精神病院入院⇒知的障害者更生施設入所⇒（職場実習・グループホームでの生活試行）⇒グループホーム入居（就労）

2) 援助の方法について

番号	事 項	各 事 項 の 内 容 (説 明)
1	援助項目	施設での生活における援助
	内 容	入所施設から地域生活へと移行することを目標とする時、本人の現在の生活状況を正しく理解したうえで、生活上の支障となる事柄について一貫した援助を継続することが必要である。 この際、本人が理解できる方法で、その目的を説明して、本人が主体的にかかわることができるように配慮することが必要である。
	方 法	1. 食事、排泄、睡眠、などについて日常的に生活のリズムを整え健康を保ち、増進するよう援助する。 2. 入浴、着脱衣、歯磨きなどの生活習慣を習得できるよう生活の流れの中で、または時間を設定して個別に援助する。 3. スポーツや趣味によって、余暇の時間を楽しめるように援助する。 4. 想定される作業に必要な体力をつけるよう、日常生活の中で配慮する。 5. 挨拶をすること、時間を守ること、体の具合が良くない時にはそのことを伝えることなど、社会生活を行う上での基本的な事柄を具体的な場面を通して習得するよう援助する。
2	援助項目	地域生活をめざして、段階的に援助計画を進める
	内 容	施設から地域生活への移行をめざしている本人の課題となる事柄に対して、個々の状況に応じて必要な助言をするなどの援助をする。
	方 法	1. 現在の状態について評価を行い、今後の課題となる事項を明らかにする。 2. 評価に基づいて地域生活への移行を考える場合、本人の意思を確認するとともに家族・関係機関ともその実現の可能性を含めて話し合う。 3. 職場実習等を通して、現在の入所施設からグループホームへの入居と就労をめざして段階的な移行計画をたてる。 4. 移行計画を実施し、問題があれば計画の見直し・修正を行う。その際、本人にも変更の主旨を説明する。
3	援助項目	対人関係を中心とした社会性を高めるように援助する
	内 容	就労または地域で生活する場合、他の人との関係がうまくとれないことがつまずきの発端となりやすいといわれている。また、生活習慣についても課題となりがちである。 これらの事項についての援助は、本人と関わる周囲の人達の理解を得ながら進めることが大切である。

方 法	<p>1. 対人関係について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・援助者は本人の特性を理解してもらうために、関係者に必要な情報を整理して示す。この際、プライバシーの保護には十分配慮する。 ・相手に言われたことが理解できない旨を、はつきりというようにさせる。 本人が可能な意思表示の方法を考えるとともに、それを日常生活の中で使えるようにする。 <p>2. コミュニケーションについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・援助者は、本人なりのコミュニケーションの方法によって示される表現を、関係者が理解できるように整理して示す。 ・本人のもつコミュニケーションの方法を用いて、意思疎通が可能であることを理解させる。 <p>3. 性、もしくは異性との交際について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の人達に迷惑をかけない性的な行為については、さりげなく見守る。 ・目に余るようであれば、時や場所を選ぶことについて援助する。 ・異性との交際については、見守り育てることを基本として、社会的ルールやマナーを守り、節度のある交際をするように援助する。 <p>4. トラブルが生じた場合には、本人と援助者との話し合いの上で、本人に改善が必要と思われるものについては約束事を文書にして自覚を促すなどの方法をとる。</p>
-----	---

3) 考察

入所施設においては、本人の能力・意欲・意思などを把握した上で地域生活に必要な知識や態度の涵養を図ることが大切である。その際、援助者は本人が生育してきた環境や境遇についても留意し、本人の良い点を認め、伸ばすとともに、他の人に迷惑をかけるような行為についてはよく本人と話し合うなどの対応が必要である。

入所施設から地域社会へと生活の場が移行することは、施設で生活する多くの入所者が望むことである。その可能性を高めるためには、継続的に生活全般にわたって助言などの援助を行うことのできる体制が必要となる。

その意味では現在のグループホームにおける世話人の果たす役割は大きい。また、バックアップ施設の機能を有効に働かすことによって、入居者の地域生活をより確かなものとなるよう支援することが大切である。

この事例は、地域生活という目標を明確に提示し、その達成を目指して援助したものである。その援助の経過は、①施設在籍のまま職場実習を行う。②継続して労働を続けられる耐久力を身につける。③グループホームへの試行入居を行うことにより、地域生活能力を身につける、などである。これらの援助によって段階的に目標が達成され、意欲的に生活することができるようになった。

とりわけ本人の意思の確認が重要であり、そのことによって、本人の主体的な生き方が

援助されている。

更に、その他問題となる点については的確な対応により、問題の解決を図った。

このことにより、本人の持つ能力を最大限に發揮して生活できるように援助したものであり、自己実現への援助の一例といえる。

(2) 長期入院からの復帰への援助

事例番号 4238

1) 入院生活から入所施設への復帰過程

精神神経科への入院が長期化しようとしていた入所者について、外泊訓練等を通して援助し退院に至った。その後、精神面での安定、対人関係の広がりなどが見られるようになり、生活がスムーズに送られるようになったので、この事例を自己実現の側面から見ていくこととする。

入所して間もなく、身体の不調の訴えが続き、神経症（心気症）の診断で再び神経科に入院した。入院期間の9か月足らずの間、家族・福祉事務所・施設職員が話し合い、施設への復帰を進める方針をたてた。

そこで、医師の同意と協力を得ながら、併せて病院から施設への外泊訓練を計画的に実施し、本人が家族の勧めに応じて施設への退院に同意した。

それらの援助及び以下の援助によって、精神面での安定が図られるとともに、他の入所者との関係も広がり、友達と一緒にコンサートを聴いたり映画を観に出かけたりしながら精神的には健やかに生活を送っている。

2) 援助の方法について

番号	事 項	各 事 項 の 内 容 (説 明)
1	援助項目	生活の変化に対する配慮をするとともに、本人のありのままの姿を認めることから援助を始める
	内 容	生活の場が変わることは、これまでの対人関係や日常のすごし方に大きな変化をもたらし、精神的に大きな負担となることが多い。 特に、高齢になってはじめて集団での生活を経験する場合には、十分な配慮と環境の調整が必要である。
	方 法	1. 本人の言動を肯定的に受け止め、賞賛と励ましを関わりの基本として援助し、信頼関係を築くように努める。 2. 会話ができる場合は、話をできるだけ丁寧に聞く機会を設ける。 なお、会話ができない場合は、本人の仕草などから伝えようとする意味を理解するように努める。 3. 他の入所者との会話もできるように場面を設定するなど、対人関係が広がるように配慮する。
2	援助項目	本人の意思を尊重しながら援助計画を進める

	内 容	目標を達成するための過程においては、本人の気持ちや思いを汲み取りながら、時間をかけて進めすることが大切である。
	方 法	<ol style="list-style-type: none"> 1. ケース会議等で本人の現状を理解するとともに、必要な場合は援助方針などの見直し及び修正を行う。 2. 家族・医師・福祉事務所・施設職員などの関係者が、必要な情報を共有しながら協力して援助する。 3. 本人の訴えや要求があった場合、必ずそれに対して応えること。もし応えられないことであれば、その旨を説明することが大切である。
3	援助項目	楽しみをもてる生活を考える
	内 容	本人が楽しめる趣味や余暇活動を用意し、生活に変化と潤いを持つことができるようにする。
	方 法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業への参加も生活の張りとなる。生産効率を主眼とせず、楽しみながら活動意欲を満たせるように援助する。 2. 友達などと会話を楽しむことができるような機会をつくる。 3. 地域への外出機会をできるだけ多くし、買物・理美容・映画鑑賞などを楽しめるように図る。

3) 考察

高齢になってから施設に入所したこの事例は、援助者の考え方や姿勢がどんなに利用者の生き方や意欲に影響するものかを示唆しているように思われる。

まず、この事例では援助者が、訴えに対しては「肯定して受容する」「決して否定しない」。また、「褒めることを心掛ける」ことを実践した。さらに、本人との会話の時間を十分にとり、精神面の安定に努めている。また、他の入所者との関係を調整することによって、対人関係の広がりを得ている。このような援助の姿勢は、集団では管理に偏った援助者側の一方向的な関わりとなりがちな点を、本人を主体とした個別性に着目した援助の基本に立ち返らってくれる。このような本人の意思を尊重した援助と併せて、治療を継続することによって、神経症（心気症）の症状が軽減し、施設内での生活が意欲的になり、楽しみを持って過ごせるようになったものといえる。

また、心身に病気をもつ人の援助にあたっては、医学との協力関係を保ちつつ援助方針をたてることが有効であることを示す事例ともいえる。

以上述べたように、この事例は家庭から施設に入所し、その後神経症のため入院したが、その入院が長期化しようとしていたため、退院にむけての援助を始めた。その過程において、援助者が本人を認める姿勢で援助するようになった。その結果本人も生活に意欲を持てるようになったもので、自己実現への援助の一例といえる。

(3) 一人での帰省への援助

事例番号 4242

1) 交通機関を利用した一人での帰省

本人の意思に添った援助を行った結果、生活が意欲的になり、併せて日常生活において問題となりがちであった粗暴行為も自制できるようになった事例を通して自己実現の援助を考える。

本人の発言から、帰省を望む気持の強いことを援助者が理解し、適切な援助を行うことによって一人での帰省が可能になった事例を通して援助プログラムを考える。

施設が入所者を安全に保護するという管理上の制約から、入所者が一人で施設外で活動することはなかなか難しい。そういう制約を超えて、援助者が本人の意思を尊重して取り組みをしたことにこの事例の意味がある。援助者はこれをどのように実現させるかを考え、必要に応じてスーパービジョンを受け、事前学習を含む周到で段階的な計画を立てて取り組んだ。

一人での帰省が可能となったこともさることながら、以前問題とされていた他の人への暴力行為が少なくなり、納得できないことがあっても自制することができるようになった。更に、施設での生活にも積極性が見られるようになり、地域生活へ向けて自立する意欲も見られるようになった。また、これらのことを通して、他の入所者が本人に対して一目置くようになるという好ましい変化が見られた。

2) 援助の方法について

番号	事 項	各 事 項 の 内 容 (説 明)
1	援助項目	受容的に対応する
	内 容	入所者に接する基本的な姿勢として、受容的な関わり方を心掛ける。
	方 法	1. 指示的、高圧的な関わり方はできるだけしない。 2. 問題となる行動に対しても、罰はできるだけ与えず、話をよく聞く。その結果、正しいことは認め、正しくないことについては注意する。 3. 話をよく聞く、約束を守ることなどを通じて、日頃から信頼関係を築いておく。 4. 必要な場合は、専門家の協力を得る。
2	援助項目	帰省に関して事前の評価と学習を行う
	内 容	援助目標が設定されたら、現在の状態を評価し、必要な事前学習を行うことによって、目標が達成されるように援助する。
	方 法	1. 金銭の種別、使い方を習得した後、能力に応じて実際の場面を想定した援助を行う。 2. 時計の見方を習得する。その際、アナログ式かディジタル式か、どちらが理解しやすいかを確かめて、理解しやすい方を使う。 3. 療育手帳や身体障害者手帳などを乗車券売り場の窓口で利用できるように援助する。 4. 実際の場面を通じて、課題を解決する方法を考え、具体的に援助する。
3	援助項目	コミュニケーションの取り方について援助する
	内 容	言語障害などがあって、言葉でのコミュニケーションが取り難い

		場合は、言葉を補うのような方策を講じる。
方 法		<p>1.本人が、言葉だけでなく、身振りや絵カードの使用などコミュニケーションをとるために使える手段を知り、それを用いてコミュニケーションをとれるように援助する。</p> <p>2.粗暴な行為などによって相手に気持や意思を伝えるのではなく、他の人にわかる適切な態度をとることができるように援助する。</p> <p>3.社会生活の中で体験の幅を広げ、コミュニケーション能力が更に向上するように援助する。</p>
4	援助項目	自立への意欲を持ち、将来への展望を持てるように援助する
	内 容	本人の意思を尊重し、社会参加の幅を広げながら、成功体験を多くすることにより、生活に自信を持てるように援助する。
	方 法	<p>1.言動から本人の意思を理解し、できるだけ意思に沿うように援助する。</p> <p>2.成功体験が得られるように、難易度を段階的に設定し、一つひとつを解決することによって、自信を持てるように援助する。</p> <p>3.成功体験を通して、自発性を促し、自立生活への意欲を伸ばすように援助する。</p> <p>4.具体的な希望や要望については、本人と話し合いながら課題を解決してゆく事を確認する。</p> <p>5.以上のような取り組みが、組織的に行えるように態勢を整えて援助する。</p>

3) 考察

この事例は、入所施設の職員が本人の意思を大切にして、一人での帰省の実現に向けて援助に踏み切ったものである。その結果、所期の目標を達成することができた。

併せて本人が粗暴行為などの感情的な行動を自制することができるようになるとともに、自立への意欲を持つに至るまでに成長している。この結果から見ると粗暴行為等については、おそらく不満足への表現であり、それを周囲が理解できていなかったものと考えられる。

このような事例における援助は、本人の内発的なニーズに基づいて行われることが基本であり、援助者側の一方的な援助プログラムではなく、本人との同意と納得に基づくものでなければならない。しかしながら、知的または運動機能に障害をもつ人は、自分の思いを適切に表現できなかったりコミュニケーションが取り難い場合が多い。

この障壁を少しでも低くできるのは、援助者の知識・技能や取り組みのきっかけとなるポイントを正しくつかむ感覚であろう。

また、援助者に対して取り組みを正しく方向づけながら、助言・指導し励ますスーパーバイザーの存在が必要であることも併せて重要なポイントである。

ここでは、援助者が本人の意思に応える援助をはじめるにあたって、上司に相談し援助計画及び目標についての助言と承認を得る、計画の進捗状況に応じて報告と相談をする、など適宜スーパービジョンを受けながら取り組んでいる。また、職員間においても本人がトラブルを生じた時の対応を統一的に行うなどの話し合いがなされ、チームワークに留意していることも大事な点である。

この事例は、施設の制約を超えて、本人の希望（意思）の実現に努力し、その結果、意欲的に過ごすようになるとともに、行動の改善がみられたもので、自己実現への援助の一例といえる。

（4）余暇活動の充実への援助

事例番号 4253

1) 援助目標設定の視点の変更

本人の意見を尊重し、主体的に取り組むことのできる余暇活動を保障したことにより、意欲的に過ごせるようになった事例を通して自己実現への援助を考える。

知的障害者の施設では、従来、入所者的心身の発達・成長を願って、生活全般にわたつて指導し訓練することを中心とした処遇が行われてきた。

しかし、近年になってノーマライゼーションの考え方の普及と、ライフステージから見た生活の質（QOL）が問われる中で、知的障害者の施設処遇においても援助という概念が導入された。その中で、「意欲的な生活・自分らしくいきいきと生きる生活」を送ることができるように援助することが大切であるといわれるようになった。

施設では入所者のもつ生活課題を解決するため、目標を設定して必要な援助を行う。その際、本人を主体とした、個別の目標を設定することが大切である。

この事例は、余暇時間を使ふことができず、その時間に他の入所者に対して粗暴行為を行うなどの問題となる行動が多くいた入所者に対して、余暇活動の充実を目標とした援助を行い、その結果、問題となる行動がほとんど解消し、また、スポーツや絵画に取り組むことによって意欲的な生活ができるようになったものである。

ここでは、個別目標を設定するに当って、できていないことをできるようにする指導から、本人が意欲を持って取り組める内容へと援助の視点を変えたことによって、生活課題が改善された事例を通して援助プログラムを考える。

2) 援助の方法について

番号	事 項	各 事 項 の 内 容 （ 説 明 ）
1	援助項目	長所に目を向けながら援助する
	内 容	できないことよりもできることに、欠点よりも長所に目を向ける。また、本人の人間性を認める関わり方に努め、生活意欲の向上を図る。
	方 法	1. 行動上の問題などが多くて、良い面が帳消しになっていないか見直し、本人への理解を深める。 2. 良い点は認めて褒めることにより、更に長所を伸ばすように援助する。 3. 達成感の持てる目標を設定し、意欲の向上を図る。 4. 課題が本人にとって難しい場合は、援助者が少し手伝うなど共感的に関わる。

		5. 援助者の公正な判断に基づく関わりを通して、信頼関係を築く。
2	援助項目	本人の意思を尊重しながら援助する
	内 容	本人の意見を尊重し、できるだけ意向に沿うように援助し、自主的に生活にかかわる意欲をもつように図る。
	方 法	<ol style="list-style-type: none"> 1. グループでの外出の際、計画の作成や反省会に参加させることにより、本人の意思を尊重するとともに、自主性の向上が図れるよう援助する。 2. 外出時に本人の望む物を購入することができるよう援助する。 3. 行事については本人の希望したものに参加することを認める。 4. 本人の興味を持つものに積極的に参加できるよう援助する。
3	援助項目	余暇の過ごし方について
	内 容	余暇時間を作りに過ごせるように、本人の主体性を尊重して援助する。また、できるだけ多様な場面を用意する。
	方 法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 訓練としての余暇活動ではなく、楽しみや充実感が持てるように援助する。 2. 本人の主体性を尊重しながら、本人の望む余暇活動を援助するため、できるだけ多くの選択肢を用意する。 3. 援助者と一緒に過ごす時間を設け、信頼関係を深める。 4. 本人の夢や希望がかない発展するよう援助する。

3) 考察

「余暇活動は生きがいを求める活動」と捉えることができるといわれている。

一般的に施設における余暇とは、睡眠時間を除いて週日における日中の作業や訓練及び食事・入浴等の時間以外の、自由に過ごせる時間をいう。また、週末等の時間も余暇とみなされる時間である。

しかし、多くの場合、往々にして施設の余暇は貧しく今後の課題である。

この時間は、有効に生かされれば、施設に入所者している人の生活にめりはりをつけ、生活に潤いを与える貴重な時間となりうるが、実際には勤務割振りによる職員配置数の関係などもあり、手薄な時間となりがちである。また、援助者が関わるとても集団的な活動となりがちで、個別の援助として継続的に行なうことが難しいのが実情であろう。

本物の余暇の充実で生き生きと過ごせるようになる人はたくさん居るはずであるが、多くの場合本気で取り組んでいないと言わざるを得ない。

しかし、この事例のように実施の方法を工夫することによって、継続的に個別援助を行うことが可能となる場合もある。また、援助者が入所者への見方をかえ受容的に関わることによって、信頼関係が芽生えたことは貴重な体験といえる。

この事例は、長期目標として余暇活動の充実と自己実現を掲げ、具体的な内容としては外出、描画、スポーツ、洗濯などを通じて援助したものである。その結果、余暇時間の過ごし方のみならず、日常生活においても意欲的な生活ができるようになったもので、自己実現への援助の一例といえる。

(5) 生きがいを持って生活することへの援助

事例番号 2085・4243・4307

1) 生きがいを支える

目的を持ち、希望を持って生きることによって、張りのある生活ができるることは望ましいことである。

ここでは、基本的には本人を認める、言いたいことを理解する、好きなことをする、との保障によって、意欲的に日々を過ごせるようになった3つの事例を通して自己実現への援助を考える。

援助者は、本人が目的を持って生きている時の充実感や、役割を持って生活できることを支えることが必要である。

しかし、人それぞれが多様な人生を送るものである。したがって、生きがいを支えることについて型にはまった計画が作成できるわけではないが、ここでは3つの事例を整理して、生きがいを支える援助の方法をまとめたものである。

2) 援助の方法について

番号	事 項	各 事 項 の 内 容 (説 明)
1	援助項目	家族との関係を保つ
	内 容	家族との関係が可能な限り良好な状態で継続され、家族への思いや期待が満たされるように配慮する。
	方 法	1. 生育歴を含めて家族との調整が必要な場合は、プライバシーに配慮しながら関係が良好となるよう援助する。 2. 帰省や面会・電話や手紙などで家族が見守ってくれていることを感じられるように援助する。 3. 家族の関係が、親から兄弟姉妹、甥姪へと良好な関係で継続されるように援助する。
2	援助項目	心身の健康を保つ
	内 容	心身に障害や疾病を持つ場合が多いため、日常的な健康管理・健康増進のための活動・定期の検診を受けるなどの配慮をし、健康な生活が送られるように援助する。
	方 法	1. 精神面での障害がある場合は、その病態を知り適切な関わりをして、精神や情緒の安定を図る。 2. 服薬の拒否などがある場合は、薬の服用がなぜ必要かを説明して、服用を促す。 3. 健康面で異常や変化の兆しが認められた場合、受診するなど必要な処置をとる。 4. 健康の増進・維持のために運動する機会や場面をつくる。
3	援助項目	作業などの活動に参加する
	内 容	人間が本来的に持つ活動意欲を満たすことは、本人が役割を持ち、その存在を認められながら生活するために必要なことである。この

		場合、作業技術の習得よりも、本人の意思や意欲を尊重しながら、自信を持って生活できるように援助することが大切である。
	方 法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一日の生活リズムの柱として作業への参加を考える。そのために、能力に応じて関われる作業種・作業工程を用意して援助する。 2. 援助に当っての基本的な姿勢は、褒めること・認めること・話をよく聴くことに留意して援助する。 3. 職場実習等を通して地域社会での仕事を体験する機会をつくる。それを通して地域生活移行への意欲を持つように援助する。
4	援助項目	スポーツや趣味などにより生活を楽しむ
	内 容	<p>自由に使える時間を楽しみながら過ごし、生きることに張り合い持てるように援助する。</p> <p>また、目標をもった活動により満足感や充実感を感じ、更に生活の内容が豊かになるように援助する。</p>
	方 法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本人の持つ個別のニーズを正しく捉え、本人が興味や関心を持つ余暇活動への参加を促す。 2. 活動については、できるだけ自由で主体性を尊重した援助を心掛ける。 3. 必要な用具などは、本人が望めば自分用のものを持ち、励みとなるように配慮する。 4. 悩みや困難が生じた場合は、本人と援助者が話し合い、継続できるように助言し励ます。
5	援助項目	社会関係の維持・回復を図る
	内 容	社会とのつながりを保つために、環境・対人関係の調整及び社会性の向上を図りつつ援助する。
	方 法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 居住環境では、プライバシーや安全性に配慮し、できるだけ自立的に生活できるように環境を整える。 2. 入所者同士または援助者との間で楽しくコミュニケーションがとれるように対人関係を調整する。 3. 経験の量や質を高めるために、家族との関係や地域社会との関係を深め、外出の機会をできるだけ多くするように援助する。
6	援助項目	専門家の関わりを求めて援助する
	内 容	医療、心理治療などの対応を必要とする場合は、必要な情報を提供し、専門的な対応で障害となっている状況を改善する。
	方 法	<ol style="list-style-type: none"> 1. より適切な援助を行うために、ケース会議などで各専門スタッフがそれぞれの立場から意見や情報を提供し合う。 2. ケース会議でまとめられた事項を踏まえて、それぞれの立場で障害を改善するよう援助につとめる。

3) 考察

知的障害者の入所施設において、本人が何に生きがいを感じているのかを知ることは難しい場合が多い。障害が重くなればなるほど、本人の考え方や思いを正しく知ることは困難となる。そこで、日常の生活態度や仕草などのコミュニケーション手段によって本人の心

の動きを援助者が洞察したり、感じたりして推察することになる。援助者の人間理解についての専門性や感受性が問われるゆえんである。

生きがいを考える場合、各個人のニーズを満たすことが最も重要なことである。本人が、生き生きとした生活をおくり、意欲的に過ごすことができるよう、本人の持つ様々なニーズを正しく理解して援助する必要がある。

また、援助者は本人の生活の質（QOL）を高めること、自己決定を支えることなどに視点をおき、より充実した生き方を築くことができるよう援助することが大切である。

ここでとりあげた3つの事例は、①スポーツを通して、②心理治療によって、③医学との協力によって援助し、それぞれの人が意欲的に生活することができるようになったものであり、自己実現への援助の一例といえる。

考察

この『自己実現』の領域に示された事例から、本人を認めることや本人の言いたいことを理解することがいかに大切であるかということがわかる。

ある意味では、これらの事例は本人を認めることや本人の言いたいことを理解する援助者の援助の姿勢によって利用者が意欲的に生き生きとした生活を過ごすことができるようになった事例とも言える。

また、同時に居住施設において本人が認められていることが実感できる援助の実践、本人が言いたいことが理解されていると実感できる実践がいかに難しいことであるか、また現実にできていないかを改めて痛感させられた。

居住施設の援助者は、居住施設という限られた条件の中で施設を利用している人たちが意欲的に生き生きとした生活を過ごすことを援助することができいかに難しいかを再認識する必要があるだろう。

特に従来の施設を利用している人の「社会適応」を目的とした躾や指導を最優先してきた多くの知的障害関係施設は、指導から援助への意識改革が求められている。

なお、施設を利用している人たちが意欲的に生き生きとした生活を過ごすことを援助しようとする試みもたくさん実践されている。

北海道の知的障害関係総合施設では、施設内でクラブ活動を実施していたが、アンケート調査を実施したところ、「参加したくない」が「参加したい」を上回った。そこで、クラブ活動を廃止して、地域の習い事の先生のところに習い事をしたい人が通う活動に方法を切り替えた。実施にあたっては習い事の先生の理解と協力が必要となるので、援助者は習い事の先生の開拓、理解や協力を求めるために奔走した。その結果、障害の程度に関わりなく月謝を払っても参加したい人が多数、「お花」「お茶」「お料理」など、自分の好きなことができる街の教室に通うようになった。

埼玉県のある知的障害者施設では、援助者全員が一人ひとりの旅行計画を示さなければならないことになっている。計画は、①経費一人当たり4万円、②団体旅行への参加はできない、③どこかの施設を見学しなければならない、の3条件をクリアーしなければならない。示された計画を見て、その旅行に参加したいか意思表示をする。誰か一人でも参加したいと希望がだされたものは実施される。

徳島県のある知的障害者施設には、ボランティア「タウン・マザー」がいる。多くの施設では、保護者の方の年齢が高くなるなどから、本人の期待に反して行事に参加できる家族がいない人や面会日に面会に来てくれる人がいない人がいて苦慮している。この施設では、家族に代わって面会に来てくれたり行事に参加してくれるボランティアの「タウン・

マザー」を育て、施設を利用している人たちの期待に応えようとしている。

同じように帰省の問題も保護者の方の年齢が高くなるなどから多くの施設が苦慮している。施設を利用している人たちの両親の高齢化がすすみ、夏や冬の長期の休みに自宅に帰りたくても帰れない人が増えてしまった埼玉県のある知的障害者施設では、地方に老夫婦のみで暮らしている家などに帰省を引き受けてもらう「帰省ボランティア」のシステムを模索、「帰省ボランティア」開拓のためのキャラバンを実施している。

埼玉県のある知的障害児施設ではおやつにケーキがあることがある。しかし、その施設ではショートケーキのおやつの時は全員がショートケーキを、シャーベットのおやつの時は全員がシャーベットを食べていた。取り合いの喧嘩になりようもなかった。ある時、「一人ひとりに好みがあるはずなのに？」と疑問が投げかけられ、全員が同じ種類のケーキを揃って食べる不自然さに気が付いた。そこで、次からはケーキが出されるおやつの時には数種類のケーキが準備された。援助者は「知的障害があっても、障害の程度が重くとも自分の好きなものがある」ということを再認識させられた。

神奈川県のある知的障害者施設では、女性の施設利用者にマニキュアを塗るなどのお化粧をして女性としてのケアに気を配っている。同じ知的障害者の施設でも、一方では未だに異性による入浴介助が行われているところがある。もし、女性の知的障害者に選択権が与えられるならば、どちらの施設を選ぶか、答えは明白であろう。

北海道のある知的障害者施設では、1年間自分の担当となる職員を利用者本人が選んでいる。毎年2月中旬から3月中旬になると、自分が担当となつて欲しい職員名を第1希望から第3希望まで3人書き、名前が書けない障害の程度が重い人は、職員全員の顔写真つき名簿から選ぶ。4月1日に更新され、期間は1年間である。ほとんどの福祉施設が一方的に施設側が担当職員を決めてしまっている現状の中では画期的なことである。

このように、いろいろなところが、施設を利用している人たちが意欲的に生き生きとした生活を過ごすことを援助しようと試みている。

そういった地道な努力が実を結んで、この『自己実現』の領域に示すような事例となって挙げられてきているのではないだろうか。

しかし、居住施設において本人が認められていることが実感できる援助の実践、本人が言いたいことが理解されていると実感できる援助の実践はスタートしたばかりと言っても過言ではない。

居住施設にとって、今後の最も大切な課題になるはずである。

5. 地域生活移行への援助プログラム

(1) 地域移行援助における2つの観点

入所施設を中心に展開してきた日本の知的障害者福祉は、地域の中で共に生活できるよう（障害者プラン）、という方向へ大きな転換期を迎えており、
入所施設で生活している人々もわたしたちと同様に豊かな生活が享受できるようにという目的で地域の普通の家へと移行することが進められている。

「どのようにしたら地域に移行できるか」という問いには、2つの観点が必要である。

第1の観点は、「グループホームを設立したので移行できた」という答えに代表される。入所施設で生活している人が地域へ出たいと思っていても、その人々の住まいが地域に用意されなければ出ることはできない。これはとりたてて述べることではないようと思える。

しかし、グループホームがなく民間アパートなどで自立生活をするしかなかった時代には、独立で社会生活ができる人でなければ施設から出られない、という考え方方が主流であった。グループホームができると、それまでは地域に出られないと思われていた人が出られるようになった。同じ様に、現在地域に出るのが難しいと言われている重度障害の人や問題行動のある人も入居者のニーズに応じた援助が欧米の先進国のように地域で整備されれば施設から出られるようになる。この観点は、「地域生活環境整備の充実を重視する援助」ということができよう。

第2の観点は、「施設入所者の社会的能力がついたので移行できた」という答えに代表される。知的な障害のある人が地域で生活するのは当然の権利であるから、その人の能力のあるなしでその人々に対して地域移行が可能かどうかという線を引くのは本来の姿ではない。しかし、グループホームが世話人一人分の給与等を含む年間300万円程度の補助金で運営されている現状のように「入所施設から地域へ」という施策が十分に進んでいない段階では、ある能力に達した人しか地域のホームでは受け入れられない。

地域社会である程度やっていけるだけの人が地域に出されることになる。そのような個人への援助は「入所施設から地域への移行者の社会的能力を高める援助」と言うことができる。

今回の研究は、双方の観点を取り入れるが、主として第2の「社会生活能力を高める」援助方法について検討するものである。

(2) 事例の概要と分析方法

入所施設からグループホームへの移行について検討した対象事例は25事例である。

表1には、25事例を年齢、性別、IQ、在所年数、入所前の前歴、施設内作業年数、職場実習年数、自活（生活）訓練の実施の有無と訓練場所および期間、自活（生活）訓練を同時に行った人数、就労先、施設が運営しているグループホーム数とその設立年を示した。（「自活訓練事業」の実施の有無は、調査項目にはない。そのため、ここでは職場実習に加えて特にグループホーム入居を目指して実施した生活棟での訓練について自活（生活）訓練の表現を用いる）

表1 25事例の内容

施設種別	在所年数	事例名	入所者				施設内作業年数	職場実習年数	自活(生活)訓練				就労先	グループホーム		
			年齢	性別	IQ	在所年数			記載	訓練場所	訓練期間	訓練人數		運営	設立年(最初のホーム)	
入所更生	(5年)	I-1	33	男	52	1年10ヶ月	就労経験者	1年	10ヶ月	あり	職員宿舎	3ヶ月	不明	企業	6	1991
		I-2	22	男	63	2年	児童入所	なし	2年	なし			企業	2	94	
		I-3	32	女	48	3年	家庭	2年11ヶ月	1ヶ月	あり	自活訓練棟	6ヶ月	4人	企業	3	92
		I-4	57	男	41	4年	就労経験者	3年5ヶ月	7ヶ月	なし			作業所	6	91	
		I-5	45	男	不明	1年10ヶ月	就労経験者	8ヶ月	3年10ヶ月	あり	自立促進棟	不明	4人	企業	2	94
		I-6	23	女	不明	5年	家庭	1年	4年	あり	自主運営GH	不明	4人	企業	2	95
	(~10年)	II-1	41	男	42	7年	就労経験者	5年	2年	あり	民家で			企業	1	95
		II-2	64	男	60	7年	就労経験者	5年	2年	なし			企業	1	91	
		II-3	25	男	60	7年	養護学校	10ヶ月	6年2ヶ月	あり	訓練棟			企業	2	89
		II-4	27	男	47	8年	児童入所	4年	4年	あり	実習棟	1年	不明	企業	2	95
		II-5	30	女	49	8年	児童入所	3年	5年	あり	職員住宅	4ヶ月	4人	企業	1	96
		II-6	52	女	42	8年	家庭	5年	3年	あり	施設居室	不明	4人	企業	2	95
	(11年~)	II-7	42	男	38	9年	就労経験者	4年	5年	あり	自活訓練棟	6ヶ月	不明	企業	2	89
		II-8	33	女	52	9年	家庭	7年	2年	あり	別棟	2ヶ月	4人	企業	1	92
		III-1	36	女	46	11年	児童入所	9年	2年	あり	訓練棟	不明	不明	企業	2	90
		III-2	35	女	39	12年	児童入所	10年	2年	あり	自立訓練棟	不明	2人	企業	1	94
		III-3	39	男	不明	12年	児童入所	10年	2年	あり	自立訓練棟	不明	4人	作業所	2	92
入所授産	IV	III-4	42	女	25	15年	家庭	9年	6年	なし			通所	6	91	
		III-5	46	男	35	23年	就労経験者	19年	4年	あり	自立訓練棟	不明	不明	企業	1	95
		IV-1	23	女	47	4年	養護学校	2年	2年	なし			企業	2	96	
		IV-2	29	女	75	5年	家庭	3年	2年	なし			企業	2	96	
		IV-3	23	男	40	6年	養護学校	3年	3年	あり	自活訓練棟	不明	4人	企業	5	94
		IV-4	33	男	59	11年	就労経験者	5年	6年	なし			企業	1	94	
		IV-5	31	男	46	12年	就労経験者	2年	10年	なし			企業	1	96	
		IV-6	50	男	不明	21年	就労経験者	15年	6年	あり	自立訓練棟	不明	4人	企業	5	96

* 在所年数は、児童入所施設から成人施設へ移行した事例では、成人施設移行後の年数とした。

* 施設内作業年数の「なし」は、児童入所施設から移行した人で成人施設入所時すでに職場実習をしていた事例である。

地域移行は、すでに述べたように移行先の地域での環境要因と本人の能力要因とが関係する。これらの多様な要因が25事例の一つひとつに関係する。

そのため、地域移行の事例では

- 1) これらの25事例全体を下記に述べる項目によってまとめ、各事例を紹介する
- 2) 援助の具体例を示すために、援助経過を「施設内援助」と「グループホーム入居に向けての援助」に大別し、各援助を内容別に分類して課題と対応について検討する
- 3) 地域へ移行した人の前歴、年齢、障害程度などのを中心としてタイプに分類し、それぞれの援助の特徴を検討する
- 4) 地域移行の今後の課題と思われる条件について事例を通して検討することにした。

2) 3) 4) の分析は、事例の内容をバラバラにして各事例の断片を取り上げることになる。しかし、各事例はそれぞれ多様な要因の中で一つのまとまりとして援助が行われている。援助内容、方法についての分析は、各事例からある視点で事例の一部を切り取り、取り上げるが、本来はそれぞれの事例の中で一つのまとまりとして考えられるべきである。そのため（2）（3）（4）の事例から取り出した記述についてはもとの事例を参照できるように事例番号を付した。

事例のまとめは以下の項目にそって行った。

- a) 対象者と対象施設の特徴：対象者の性別、年齢、IQ、在所年数。対象施設の種別、施設がバックアップしているグループホーム数とグループホームの設立年数、対象施設が属する法人（団体）の施設種別。
- b) 対象者の生活歴と生活能力。
- c) 入所施設内の援助（生活および作業指導を中心にまとめる）。
- d) グループホーム入居に向けての援助（職場実習、生活訓練を中心にまとめる）。
- e) グループホーム移行に寄与したと思われる特徴的な条件。

25事例のまとめは、入所更生施設からグループホームへ移行した事例（I～III）と入所授産施設からグループホームへ移行した事例（IV）に分けて資料1に示した。入所更生事例は、対象者の入所期間によってIは1～5年、IIは6～10年、IIIは11年以上の3つに分類した。

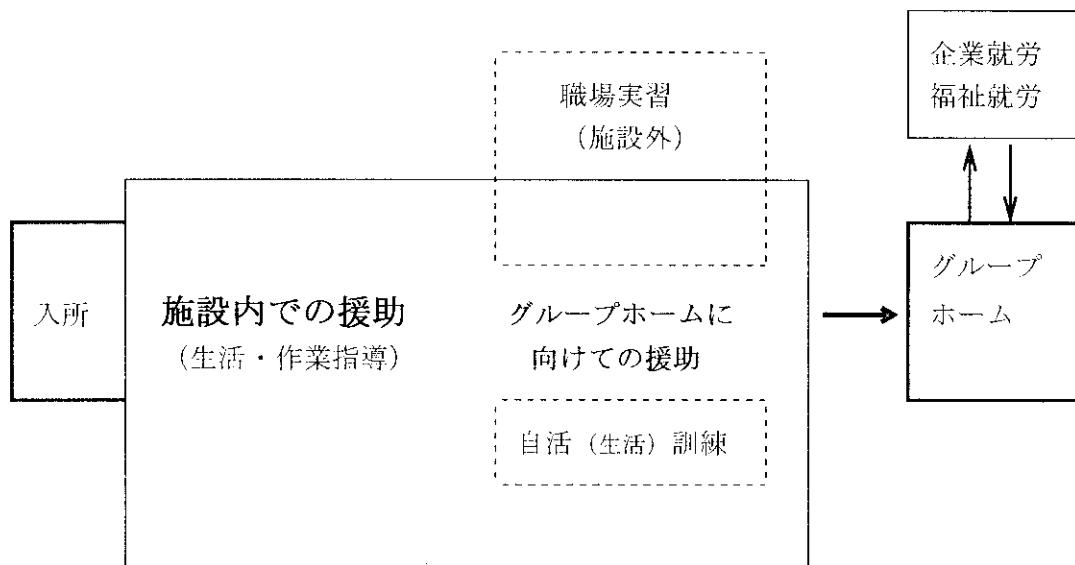
（3）援助経過で見られる課題と対応

25事例で施設から地域への移行に見られた援助の経路は、下記の①から④の経路（図1）がもっとも典型的に見られる。

- ①入所後、施設内での評価・指導が生活・作業指導の中で行われる。
- ②その後、ある期間をおいて「職場実習」が実施される。
- ③その後、「生活訓練」が行われる。
- ④職場実習が企業就労あるいは福祉就労へつながり、グループホームに入居する。

今回の事例では、全事例が職場実習を受け、自活（生活）訓練はほぼ半数が実施している。

図1. 施設から地域への移行事例の援助経路



これらの経過は、必ずしも4つにわかれるものではなく相互が関係し合っており、職場実習は施設外に出るために比較的独立した内容であるが、生活面については施設内の生活指導と自活（生活）訓練は重複すると考えられる。

1) 施設内での援助

25移行事例の施設内援助の内容は、資料1. の各事例内の項目2. 入所施設内での援助（生活・作業指導）に記載した。援助内容によってA～Eまでに分類し代表的なものを課題と対応、体験にわけて下記に示した。課題は施設内で援助を必要とした課題であり、対応は課題へのその場での直接的な対応、体験は課題への対応というよりも本人の成長体験である。

A. 対人関係への援助

対人関係への援助は、施設内での援助としてもっとも多く記述されている。具体的な項目は以下の通りである。

a.他の入所者との交流が少ない。

課題：他の入所者と仲良く会話したり、笑ったりすることがない（事例I-5）。

対応：休暇の長期帰省時に職員宅で外泊、赤提灯で一緒に飲み話し込む。配膳当番、居室・廊下の掃除当番、自治会などで一人で責任を持つ仕事や、集団の中で誰かを率先してみる役割を設定し、協調性や自己客観視の力を自然に身につけていくように促す。

課題：他の利用者との交流がない（事例IV-4）。

対応：共同作業（木工作業）を通じて、役割を持たせ、他入所者との交流を図る。

課題：特定の人とのみ関係を持ち、それ以外の人と交際しない（事例II-6）。